

報 廣



第66号

発行所 北浦村役場
北浦村大字山田
第 行 人
北浦村長 高柳庄次郎

本村の人口

男 5,855
女 6,299
計 12,154
世帯数 2,232

冷雨を衝いて出初式

武田河畔に一斉放水

去る一月十三日午前十時より、式動力ポンプも一線に並びられ、身を切るような北風と小雨の中学校庭で、昭和三十一年度の消防団安消防の感を深めました。式の終り後は、武田川において、副団長の号令のもとに、一斉放水されました。ポンプ自動車や可搬訓練を準備した小雨の寒空は高

農業基本調査

2月1日に実施

最近、社会情勢は日を追って変化し、農業においてもおくれはせながら技術革新を主軸とする近代化の新機軸が生まれようとしています。この時に、本県の農業の基礎となつての土地、労働、資本についての基礎的な事項を調査する「農業基本調査」が、昭和三十一年一月一日を調査時点として行なわれます。

いまでもなく、本県の農業基本調査の歴史は長く、農業統計の資料として整備され、農業行政の基礎資料として、県はもとより、市町村など社会一般に広く利用されてきました。しかし、この調査も、社会、経済の変化に対応する必要があるため、調査の趣旨、調査項目、調査方法など、一部を改正して実施することになりました。

調査対象は、経営5R以上で、農業を行なう世帯および事業所（会社、学校、農協、官公庁、試験場など）を営む者）となっています。調査事項は、農業経営の基礎的な要件である世帯、農業従事者の内容、農業の専業別、経営土地面積、作物の作付状況、農用機械の所有状況、家畜などです。

調査の方法は、市町村ごとに知事から委嘱された四十人（県全体で六〇五〇人）の農業統計調査員が、担当調査区内の農家などに、規定の調査票を配布し、調査票に



組合定款 変更について

前前申上げました通り農業組合の定款が改正になり、本年一月一日から実施の運びになりました。この改正は、組合の運営に必要と認められたもので、組合員の皆様には、ご理解を賜います。

牛馬の健康検査が今月中に行なわれます。家畜の健康を守り併せて不時の災厄に備えていただくため検査を受けると共に家畜共済に金額加入せらるるようお願いいたします。尚健康検査は一切無料です。次に掛金納入組合の後の設立状況を報告します。

掛金納入組合設立調

三九年一月二十日現在
三九、一、二〇日現在

掛金納入組合設立調

三九年一月二十日現在

設立年月日	組合名称	員数	組合長名
三八・一・一〇	次木台	九	小貫北根第一
三八・一・一〇	小貫北根第一	九	小貫北根第一
三八・一・一〇	小貫北根第二	九	小貫北根第二
三八・一・一〇	小貫北根第三	九	小貫北根第三
三八・一・一〇	小貫北根第四	九	小貫北根第四
三八・一・一〇	小貫北根第五	九	小貫北根第五
三八・一・一〇	小貫北根第六	九	小貫北根第六
三八・一・一〇	小貫北根第七	九	小貫北根第七
三八・一・一〇	小貫北根第八	九	小貫北根第八
三八・一・一〇	小貫北根第九	九	小貫北根第九
三八・一・一〇	小貫北根第十	九	小貫北根第十
三八・一・一〇	小貫北根第十一	九	小貫北根第十一
三八・一・一〇	小貫北根第十二	九	小貫北根第十二
三八・一・一〇	小貫北根第十三	九	小貫北根第十三
三八・一・一〇	小貫北根第十四	九	小貫北根第十四
三八・一・一〇	小貫北根第十五	九	小貫北根第十五
三八・一・一〇	小貫北根第十六	九	小貫北根第十六
三八・一・一〇	小貫北根第十七	九	小貫北根第十七
三八・一・一〇	小貫北根第十八	九	小貫北根第十八
三八・一・一〇	小貫北根第十九	九	小貫北根第十九
三八・一・一〇	小貫北根第二十	九	小貫北根第二十

地区別設立数	津波	要	二六	武田	五四
小計	一一	一〇七	一一	一〇七	一一

地区別設立数	津波	要	二六	武田	五四
小計	一一	一〇七	一一	一〇七	一一

地区別設立数	津波	要	二六	武田	五四
小計	一一	一〇七	一一	一〇七	一一

地区別設立数	津波	要	二六	武田	五四
小計	一一	一〇七	一一	一〇七	一一

地区別設立数	津波	要	二六	武田	五四
小計	一一	一〇七	一一	一〇七	一一

青果物の 共販出荷体制成る

共販出荷体制成る

行方郡においては、近年をさい園芸がさかんに行なわれるようになり、きゅうり、とまと、かんらんいちご、軟化ミツバ、小かぶ、ニラ、れんこん等、年産一億五千万万円にのぼる生産額をあげ、農業所得の増進をはたつており、今後ますます増大の一途をたどる見通しです。

今までは生産から販売まで一部のものを除いては個々にはばらばらに行なわれていたが、生鮮食品流通改善対策要綱が制定され、昭和三十一年から実施されているため、生産農家の認識を深め、産地の大型化と出荷組織の拡大強化をはかるため、去年十一月任意出荷組合代表と、系統農協、町村及び関係指導者の協議をもち、話し合いの結果青果物一切の生産から販売までを郡内系統農協一本の組織にのせることとなり、行方郡青果物出荷推進協議会の結成発足を中央しました。運営は、本部を中央会麻生支部に置き、いちご部、ピープルハウス部、軟化ミツバ部、一般をさい部の四部とし、決定し年間フル計算とする。

四輪送については、経済連と輸送業者の契約により各集荷所（車協）より集荷し青果市場への輸送にあたる。運賃は各品目毎に決定し年間フル計算とする。

七市場の選定については、従来の取引市場を優先にするが、これの拡張は、価格の均衡及び出荷調整等の点から東京物産あつせん所、経済連東京駐在員、各関係機関と協議のうえ、本部が決める。

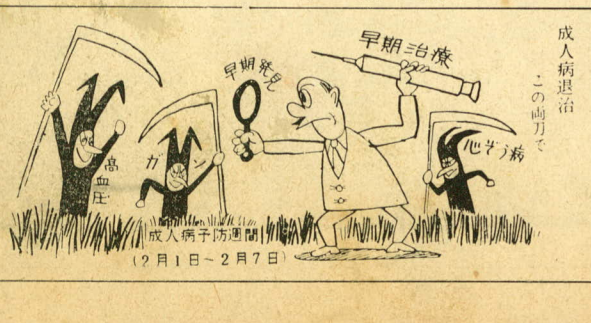
以上のとおり、行方郡内の青果物は今後一切一出荷を行なうこととなるので、市場の奨励金も高額の交付され、また規格のそろったものが大量出荷されるため、買受人が期待するようになることにも、信用も高まり、個人出荷より有利に販売され、やがては産地が市場価格を支配できるようになることも遠くはないと見られます。

選挙人名簿に 登録された有権者数

登録された有権者数

昨年は選挙の当り年など云われ、春から隣接町村などで選挙があり、三月村長と村議会議員補欠選挙、四月は県知事と、県議会議員選挙、九月には、参議院地方選出議員補欠選挙、十一月は衆議院議員補欠選挙がありました。今年も初

選挙人名簿に 登録された有権者数	男	女	計	戸数
繁昌	六四四八	七五八八	一、四〇三六	四二五戸
山田	四七五	五四三	一、〇一八	三三二戸
南高岡	一三〇	二三八	四一八	一二七戸
小幡	三六七	三九八	七六五	二二九戸
行戸	一四四	二七九	四二三	一六八戸
小貫	四八四	五五二	一、〇三六	二六八戸
両宿	五五九	六一九	一一七八	三六〇戸
三和	一五〇	三三九	四八九	一八八戸
計	三、一八三	三、六九三	六、八七六	二、二〇〇戸



(2月1日〜2月7日)

中小企業設備近代化資金

澱粉造業など十一種で追加

県は中小企業の経営、合理化のため、設備の近代化に要する資金の貸付を行なっていますが、このたび追加指定された次の業種に、貸付申込みを交付する。貸付の近代化を要する業種は、次の条件を要する。①役場、農行振興事務所又は県商工振興課に申し出て下さい。

追加指定業種 (①印は輸出関連企業のみ)

①自動車分解整備、②金属玩具、③造花、④人形玩具、⑤かば、⑥印刷用資材、⑦配置家庭医、⑧洋品、⑨洋品、⑩乾めん、⑪酒類

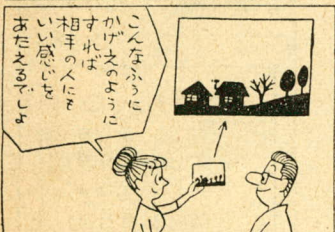
一、貸付対象企業
資本の額又は出資の総額が、五

歳末たすけ合い

運動終る

この運動は毎年実施されており、年々実績が上がり、各関係機関より感謝されております。このことは、協力を寄せられた各位の「思いの精神」のあらわれであり、誠に心暖まる行為でございます。

一、協力寄附 九九、〇一五円
津波小田分教室三年生一同 二、五〇〇円
北浦中学生会一同 二、二〇〇円
県 協 二、二〇〇円
県 協 一、二〇〇円
県 協 五、五〇〇円
合計 一〇〇、五七〇円



学校花壇コンクール授賞決定

学校花壇の設置については、各各位には日夜の奉仕を願っており、また、昨十一月に行なわれた学校花壇コンクールに参加して、次のとおりおかげをもち、授賞校が決定されましたので、御礼がたがたお知らせします。

授賞校 小貫小学校、豊小学校、北浦中学校、新橋小学校、津波小学校

新橋小学校六年生宮内昭君は、昨年度、本校主催で行なわれた、園のコンクールに参加して優秀な成績を挙げました。

赤ちゃんの鼻づまり

乳幼児は、口で呼吸することが、じつとでないと、カゼにかかると、鼻づまりになって、乳ののみ方も悪くなってしまいます。この鼻づまりは、オリブ油を綿棒につけて、静かにさしこんでやるか、鼻口を温湿布をしてやるか、呼吸が楽になってくる。

鼻づまりのひどいときには、鼻が口で吸いとり、一番効果的である。鼻が口で吸いとり、一番効果的である。

受験生の健康管理

入試を目前にしている生徒の健康管理は、睡眠と栄養と運動の三要素に要約される。

睡眠の質は、十分な睡眠が大切であり、気があせると睡眠不足の状態に陥り、かえって、勉強の効果があらわれない。受験生の食事としては、たんぱく質、脂肪、ミネラル、ビタミンを含んだ消化のよい栄養価の高い食品を平均して、腹八分目にする。具体的には牛乳と肉、卵、みそ汁、豆腐、納豆、小魚、野菜、くだものなどが考えられる。

北浦みつば

初荷視察同行記

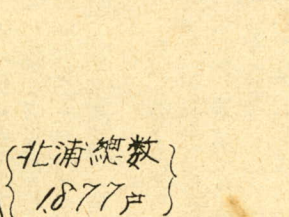
北浦の町化みつばは、ここへ来たが、近年栽培技術の交流、首を回したり腰を左右にね



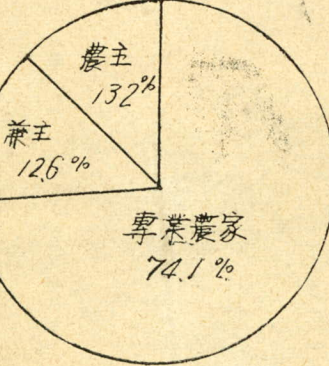
農地相談

入植者の農地は売買できるか
【問】六反歩を耕す(うち一反五畝小作)農家ですが、何とかして経営面を拡張したいと思っております。最近ある開拓組合員の所有する約五反歩の農地を売ってよいという話をききました。開拓組合員の農地を売ることが出来ますか。

【答】国が買収した未開墾地に入植者に譲渡するは、売渡通知書を交付して行ないます。これは「売渡の期日」や「農地とすべき土地の開墾を要すべき時期」などが書いてあります。

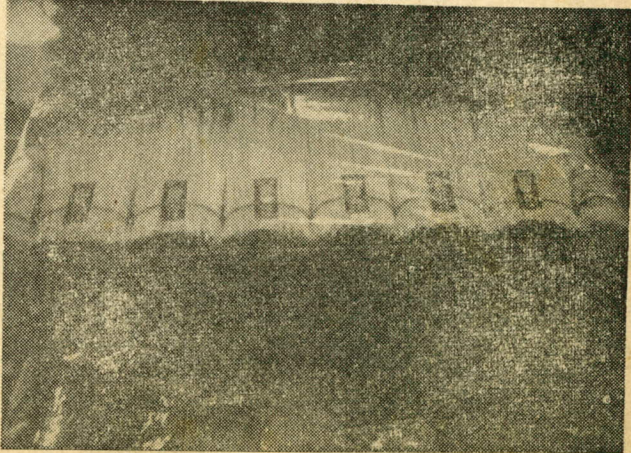


旧村別農家数



専業・兼業農家数

昭和38年統計調



卒業期に多い
こどもの事故を
なくそう

三学期になりました。卒業も間近で、それぞれ、進学や就職のさまたげを心配する時期です。心配されるのは、この時期も、達が、ちょっとした刺激がもとで、不良仲間にはいつたり、暴行事件をおこしたり、家出したりする事故が多くなることです。

この時期、それまでの立場から、なみ開き、こどもの心を動揺させる原因となつてくるようです。昨年この時期、県内で、集